

—皆様のご意見をお寄せください—

区立幼稚園の改革方針(案)

—新たな幼児育成施設への転換に向けて—

平成21年8月

杉並区教育委員会

ご意見をお寄せください。(区民等の意見提出手続)

「区立幼稚園の改革方針」(案)につきまして、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出手続により、皆様のご意見をうかがいます。

ハガキ、封書、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見用紙により、ご意見をお寄せください。区ホームページの電子掲示板にご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。(公表はいたしません)

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は平成21年11月に公表する予定です。

* 策定の趣旨等は案本文に掲載しております。

【閲覧場所】

学務課(杉並区役所東棟6階)、区政資料室(杉並区役所西棟2階)、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

- ◎ 意見募集期間 平成21年8月11日(火)～8月31日(月)

- ◎ 提出先 杉並区教育委員会事務局学務課幼児教育担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 03(5307)0692

- ◎ 電子メール gakumu-k@city.suginami.lg.jp

- ◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

- ◎ 問い合わせ先 杉並区教育委員会事務局学務課幼児教育担当
電話 03(3312)2111(代表)

1 区立幼稚園改革の必要性

- 区内には、区立幼稚園が6園(*1)、私立幼稚園が46園存在しており、共に就学前の幼児教育の担い手として、区民の期待に応えてきましたが、少子化等が進む中、私立・区立とも幼稚園の定員充足率は、平均70%程度に減少してきました。【資料1:「区内幼稚園の配置図」、資料2:「平成21年度区立幼稚園園児在籍状況」、資料3:「区立幼稚園定員充足率の推移」を参照】
- 核家族化の進行や共働き世帯の増加等により、保育時間の延長を望む幼稚園児の保護者や、十分な幼児教育の実施を求める保育園児の保護者が多くなるなど、幼児の育成環境に対する保護者のニーズは大きく変化してきています。
- 加えて、昨年来の経済危機の影響等に伴い保育需要が急増(*2)しており、とりわけ3歳児からの保育の受け皿づくりが急務となります。
- 他方、教育基本法の改正(平成18年12月)により、幼児期における教育が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を持つことが明確に位置付けられるなど、就学前の教育を充実させる必要性も高まっています。
- 幼稚園と保育園は、同じ幼児のための施設でありながら、文部科学省と厚生労働省に所管官庁が分かれているなど、長く二元化された制度のもとで運営されており、その見直しが迫られています(*3)。このように、今、幼稚園をめぐる環境は大きく変化しており、区立幼稚園には、これらの環境の変化等に適切に対応するために、従来の枠組みを超えた、抜本的な改革が求められています。

*1 区立幼稚園については、高度成長期における区内幼児人口の急速な増加に対応するため、昭和45年から昭和52年までの間、既存の私立幼稚園から距離的に遠い地域に7園を、補完的に整備しました。その後、少子化に伴う園児数の減少から、平成14年度末をもって旧方南幼稚園を堀ノ内幼稚園に統合したため、現在では6園となっています。

*2 平成21年4月当初の区の認可保育園における入園申込者数は、前年度比で約30%増となっています。平成25年度まで、就学前人口の増加傾向が続き、保育需要は増加する見込みです。

*3 平成18年10月には、幼保一元化に向けて認定こども園制度が創設されましたが、制度内容が十分整備されていない等のため、全国的な導入の促進には至っていません。

2 改革の基本的な考え方

- 区立幼稚園について、幼児教育と保育サービスを融合させ、一体的に提供する、区独自の新たな幼児育成施設(幼保一体化施設。以下「(仮称)子供園」といいます。)として発展的に転換を図ります。
- (仮称)子供園は、
 - (1) 保護者の就労形態に関わらず、就学前の幼児教育・保育サービスの充実・強化を図り、子供が共に育ち、小学校における学習や生活への円滑な接続ができる施設とします。
 - (2) 不足する3歳児以降の保育サービスを提供し、急増する保育ニーズに的確に対応していきます。
 - (3) 区独自の就学前における育成プログラムを開発・実施し、その成果を踏まえ、保育施設等に普及拡大を図ります。
 - (4) 地域における多様な子育て支援事業の積極的な展開に取り組んでいきます。

3 (仮称)子供園の概要

- (仮称)子供園は、区条例に基づく区独自の幼保一体化施設として設置します。ただし、現有の幼稚園教諭を活用し幼児教育を実施することから、学校教育法上の幼稚園としての認可は継承することとします。
- 保護者の就労形態を問わず、3歳児～5歳児を受け入れ、幼稚園教諭・保育士が専門性を生かしながら相互に連携し、一体となり、幼児の育成にあたります。
- 施設の開設時間は、7時30分から18時30分とし、長時間の保育が必要な幼児に対して、保育サービスを提供します。また、すべての園児が在園するコアタイム(9時～14時)には、幼児教育を実施します。
- 区独自の就学前における育成プログラムは、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」(*4)を基に、これまで区立幼稚園・保育園で実践してきた幼児教育と保育の経験・ノウハウ等を融合・発展させた、区の幼児育成方針・カリキュラム等として開発・実施し、検証しながら内容の充実を図ります。
- すべての子育て家庭を対象に、子育て不安等に関する相談活動や親子の遊び場・交流事業など、地域における多様な子育て支援事業の積極的な展開を図ります。こうした事業には、地域ボランティア等の参加・協力を求めています。
- 障害があるなど配慮を要する幼児の受け入れについても、引き続き、適切に対応していきます。

*4 「幼稚園教育要領」(平成20年3月文部科学省告示)は、幼稚園における教育課程の基準となるものです。また、「保育所保育指針」(平成20年3月厚生労働省告示)は、保育所における保育内容の基本指針であり、これらは、相互に一定の調整が図られた内容となっています。

【(仮称)子供園の概要】

	(仮称)子供園	参考:区立幼稚園
施設名称	(仮称)子供園	幼稚園
目的・性格	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が働いている、いないに関わらず、子供を受け入れ、幼稚園教諭・保育士が専門性を生かしながら相互に連携・一体となり、教育と保育を融合して幼児を育成 ●区独自の就学前における育成プログラムを開発・実施し、その成果を保育施設等に普及拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●専業主婦世帯を中心とした子供に対して、「幼稚園教育要領」に基づき幼児教育を実施
設置根拠	区独自の幼保一体化施設として区条例により設置 学校教育法上の幼稚園認可は継承	学校教育法上の幼稚園
対象年齢	3歳児～5歳児	4・5歳児
クラス編成等	原則として、3歳児～5歳児各1クラス(定員は、3歳児16名程度、4・5歳児各32名程度)	4・5歳児各2クラス(定員は、各歳児1クラス32名)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の開設時間は、7時30分から18時30分とし、 <ol style="list-style-type: none"> ①長時間の保育を必要とする幼児に、保育サービスを提供(規模は、各歳児定員の半分程度。土曜日と夏休みなど長期休業中を含む) ②すべての園児が在園するコアタイム(9時～14時)には、幼児教育を実施 ●すべての子育て家庭を対象に、子育て不安等に対する相談活動や親子の遊び場・交流事業など、地域における多様な子育て支援事業を積極的に展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●9時～14時の幼児教育を実施 ●未就園児の親子登園や園庭開放などを実施
スタッフ体制	幼稚園教諭、保育士	幼稚園教諭

4 実施のための環境整備等

(1) 所管部署の一元化

- 現在、幼稚園は教育委員会が、保育施設は子ども家庭担当部がそれぞれ所管していますが、「幼児教育・保育サービス」を融合させ、区独自の育成プログラムを順次、保育施設等に普及拡大を図っていくこととしており、これを円滑に進めていく等の観点から、所管部署は、子ども家庭担当部に一元化します。
- このように、運営管理は一元化しますが、引き続き、教育委員会との間で、必要な連携・協力体制は確保していきます。

(2) 実施体制の整備

- (仮称) 子供園には、現有の幼稚園教諭のほか保育士を配置するなど、新たなサービス提供に対応した人員体制や勤務体制等を整備していきます。
- 保育料については、現行の区立幼稚園における保育料や、同じく区保育室における保育料等を参考に、検討していきます。

(3) 施設の整備

- 保育サービスの実施などの保育環境を確保するため、必要な施設整備等を図っていきます。
なお、現在ある管理人室(4園に設置)については、(仮称) 子供園の開園に合わせてすべて廃止することとし、施設整備に有効活用していきます。
- 現行の区立幼稚園の施設規模等から、当面、給食室は設置せず、弁当持参により対応することとします(14時以降の保育サービスの際には、おやつを提供していきます)。

5 実施に向けた経過措置等

(1) 経過措置

- (仮称) 子供園については、平成22年4月からスタートすることとしますが、既存の区立幼稚園に在園児が存在していることや、園毎に取り巻く状況が異なる実態等を踏まえ、次のとおり、平成24年度までの3年間で段階的に移行・転換していくこととします。

年度	転換する幼稚園	備考
平成22年度	下高井戸幼稚園、堀ノ内幼稚園	* 転換する前年度の入園募集は、原則として、3・4歳児各1クラスで実施します。
平成23年度	成田西幼稚園、高円寺北幼稚園(※)	
平成24年度	高井戸西幼稚園、西荻北幼稚園	

※ 高円寺北幼稚園における転換後の事業内容等については、杉並第四小学校との併設施設であることから、別途必要な検討・調整を行っていきます。

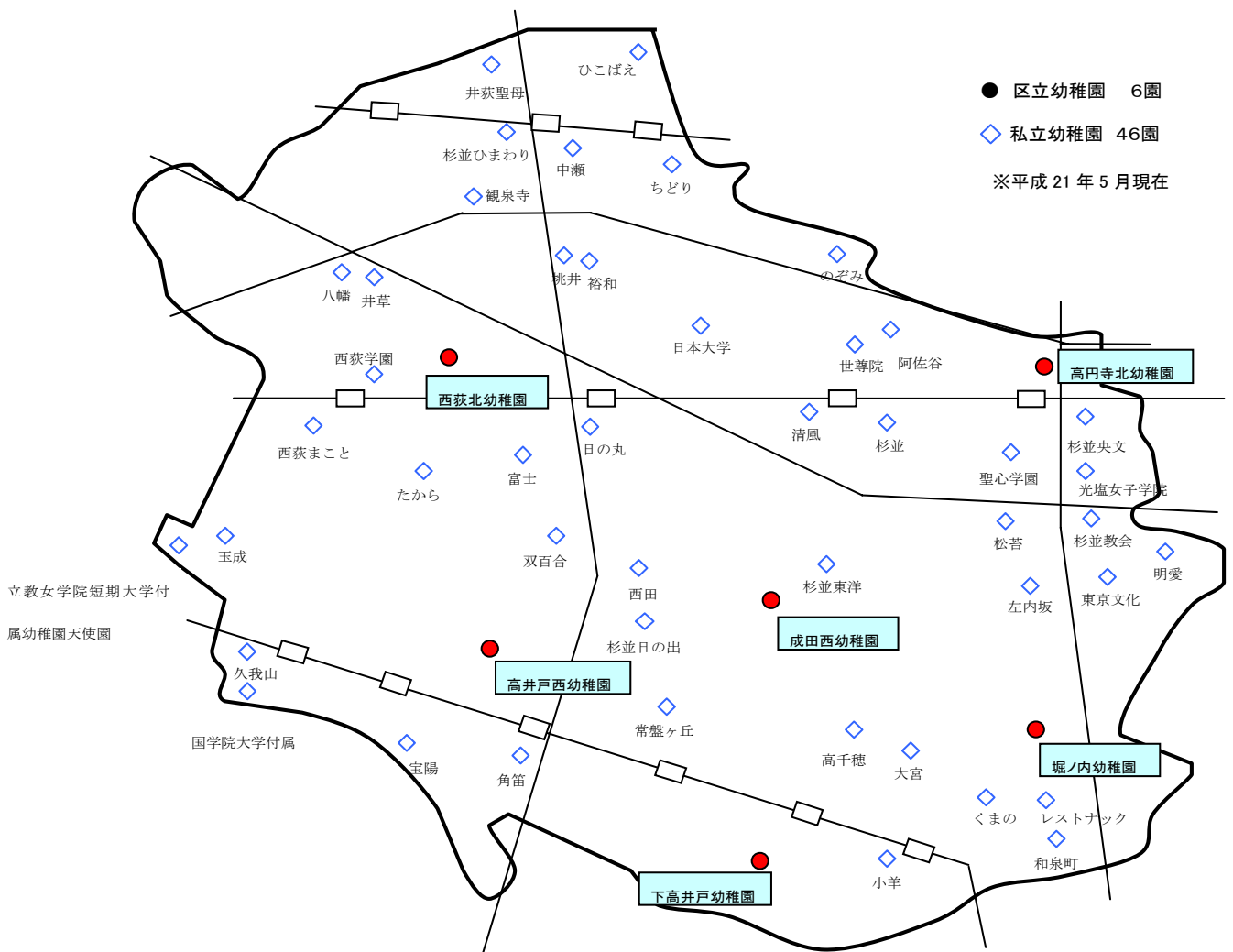
(2)その他

- 増大する保育需要に的確な対応を図るため、私立幼稚園における本格的な「預かり保育」導入のための支援策について、平成22年度実施に向けた検討・協議をしていきます。

6 今後の進め方

- 改革方針(案)について、区民意見提出手続を実施するとともに、幼稚園関係者等への説明を行い、多くの区民の理解と協力を得るよう努めていきます。
- 区民意見提出手続等を踏まえて、改革方針を決定した後、区議会に条例案及び補正予算案を提案していきます。区議会での議決を経た後、平成22年4月の(仮称)子供園の開設(2園)に向けた実施体制の準備や入園募集、施設整備等を進めていきます。

【資料1】 区内幼稚園の配置図



【資料2】 平成21年度区立幼稚園園児在籍状況

単位:人

幼稚園名	4 歳 児				5 歳 児				計			
	男	女	計	定員充足率%	男	女	計	定員充足率%	男	女	計	定員充足率%
下高井戸	16	10	26	40.6	21	19	40	62.5	37	29	66	51.6
高円寺北	15	20	35	54.7	27	12	39	60.9	42	32	74	57.8
成 田 西	26	19	45	70.3	27	18	45	70.3	53	37	90	70.3
高井戸西	20	30	50	78.1	36	28	64	100	56	58	114	89.1
堀ノ内	12	15	27	42.2	17	19	36	56.3	29	34	63	49.2
西 荻 北	21	25	46	71.9	29	31	60	93.8	50	56	106	82.8
合 計	110	119	229	59.6	157	127	284	74.0	267	246	513	66.8

※5月1日現在 定員は4・5歳児各64名

【資料3】 区立幼稚園定員充足率の推移

単位:%

幼稚園名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
下高井戸	68.0	49.2	53.1	50.0	51.6
高円寺北	57.8	57.0	51.6	60.9	57.8
成 田 西	91.4	88.3	71.9	64.8	70.3
高井戸西	95.3	93.0	93.0	96.9	89.1
堀ノ内	64.8	78.1	61.7	52.3	49.2
西 荻 北	92.2	88.3	85.2	85.2	82.8
合 計	78.3	75.7	69.4	68.4	66.8
参考:私立幼稚園の定員充足率	74.1	73.7	71.8	71.4	72.1

※各年度5月1日現在